

益田支部だより

第92号
 令和3年11月
 一般社団法人
 島根労働基準協会
 益田支部
 益田市あけぼの
 東町13-1
 赤陵会館内3F
 TEL0856-24-1585

令和3年度 島根労働局長 安全衛生 表彰受賞者決定

◎島根労働局長 優良賞
 石見紙工業株式会社
 ◎島根労働局長 奨励賞
 大畑建設株式会社

◆◆◆表彰受賞者紹介◆◆◆
 ◆石見紙工業株式会社
 代表取締役社長 徳 永 寛 基
 島根県鹿足郡津和野町後田イ378
 労働者数 77名

当社は鹿足郡津和野町に本社を構え、文具紙製品の製造加工を生業としており、経営理念である「商品を通じて世の中の役に立つとともに従業員の幸福を追求する」のもと、「安全・品質」の向上をベースに事業展開をし

ています。
 安全活動において「物理的

対応、教育啓蒙と習慣的行動で自ずとリスク排除できて「状態を実現すべく活動をしています。具体的には年間安全衛生管理・教育計画を定め、毎月2工場合同で安全衛生委員会を開催し、安全パトロールを



通じたヒヤリハット報告、産業医への健康や衛生面等の質疑応答を含め進捗及び改善方法を検討した上で全従業員にフォローしています。また安全衛生教育



全衛生法等の法定事項の他、独自の遵守事項を盛り込み、カリキュラムを作成し2工場合わせて20名に対し職長教育を行いました。物理的対応については、

クポイントを洗い出し、カバーやステップ台を取り付けるなど、安全稼働が常態化するよう努めています。

その他、フォークリフトの走行範囲に近接する出入り口の閉時には音楽を流し、気づきを与える他、来客者が場内に入る場合は短時間でも安全スリッパを着用することとしています。また気温等から判断した熱中症リスクを「青・黄・赤」の3色で表現し、色に応じて従業員がとる行動を具体的に掲示しています。

この度、島根労働局長安全衛生表彰優良賞を頂き、従業員一同大変光栄に思い、喜んでおります。今回の受賞を受け、今後も更なる進化を遂げ、従業員が安全な職場で業務できるよう一丸となり活動を継続していく所存です。今回の表彰、ありがとうございます。



住宅、造園、交通安全施設、万葉公園指定管理業務まで、多岐にわたって展開しております。これらの工事を通して、安全で快適な街づくりに貢献し、実績とノウハウを着実に積み重ねながら、信頼をいただ

◆大畑建設株式会社

代表取締役社長 大畑 勉
島根県益田市大谷町36番地3
労働者数 150名

当社は1953年に創業、本年で65年が経過しました。施工エリアは益田市内だけでなく島根県全域、米子、広島、山口などに及んでおります。工事内容としては、土木、港湾、建築、



る様、日々業務に励んでおります。当社では労使一体で更なる労働災害防止対策、健康確保対策に努めております。労働災害防止対策においては、年間に、年間の安全衛生に関する基本方針、計画を作成。それを踏まえて、各部門において安全管理体制を築き、積極的な活動を行い、労働災害の未然防止の取り組みをしております。



また、協力会社である大畑建設(株)実務会会員各社様及び、全ての協力会社様へ向け安全衛生関係法令等の情報提供を行い、現場作業の安全衛生確保に努めております。安全衛生パトロールは最低でも毎月1回、すべての現場を対象に実施し、是正事項がある場合は、書面を現場責任者に交付して改善報告を求め、現場の安

全衛生の良好な状態の確保。報告の内容が法令に沿っているかの確認も行い、安全に関する意識の底上げも行っております。安全衛生パトロールを通じて、現場からの要望や改善事項があれば、安全衛生委員会にて検討を行い、よりよい職場環境へと繋げております。健康確保対策としては、ノー残業デー、リフレッシュ休暇や福利厚生などのワークライフバランスの充実を目指すだけでなく、体・心の不調に気を配り、

令和3年度

島根労働基準協会長 安全衛生表彰受賞者決定

島根労働基準協会長

◎奨励賞

開盛建設株式会社

◎優良職長賞

桑原 薫

(大畑建設株式会社)

◎優良職長賞

早内 俊太郎

(株式会社 野村組)

社員の健康維持に努めており、「健康経営優良法人」2017年〜2021年5年連続で認定を受けました。また、治療と仕事の両立支援の取り組みをしており、働きやすい環境づくりに心掛けております。

当社の社訓は、「誠実・信頼、創造・実践、心技一体」の3つ。社訓に沿って、今後も現場・店社ともに安全で、衛生面も充実した職場であり続けることができると取り組んで行きたいと思っております。

◆◆◆表彰受賞者紹介◆◆◆

◆開盛建設株式会社

代表取締役社長 村上 英司
鹿足郡吉賀町大野原508番地
労働者数 18名

当社は、昭和8年に鹿足郡柿木村で創業し、昭和34年に法人化、現在も吉賀町に本社を置き、『誠実・信頼される仕事』を社

是とし、鹿足郡を中心に建設事業を行ってまいりました。これまでの経験を基に、地域の発展と安全・安心に寄与すべく業務に励んでおります。

建設の現場には多くの危険が潜んでおり、当社では作業の開始前には、現場毎に朝礼を実施し、作業内容を共有し、たうえでKY活動を行い、車両・重機については使用前点検を行い、

不良・不調のままの使用がないよう確認。最近では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため体調管理票を利用し作業員の体調の管理を行っております。また、月に一度、安全パトロールと現場管

理者を集めた安全衛生会議を行い、危険要素の改善を指示、実施状況の確認等行って安全な現場の維持・改善に努めております。

そして、年に一度、安全大会の開催と同レクレーションやボランティア活動を行い、安全衛生に対する意識の高揚と社員同士の親睦を深める取組を行い、職場の融和・安全に努めて



おります。

この度、島根産業安全衛生大会において名誉ある賞を受賞いたしました。役職員一同感謝いたしますとともに、安全衛生を第一に仕事を行う事が、『誠実・信頼される仕事』につながることを再認識し、更なる安全衛生への取組を行ってまいります所存です。



◆大畑建設株式会社

職長 桑原 薫

当社は1953年に創業、今年で65年が経過しました。施工エリアは益田市内だけでなく島根県全域、米子、広島、山口などに及んでおります。工事内容としては、土木、港湾、建築、住宅、造園、交通安全施設、万葉公園指定管理業務まで、多岐にわたって展開しております。

私は平成9年4月に入社し、様々な現場作業にて実務経験を積み、前任者退職後、職長に任命されました。その後、職長として持っている技術と経験を活かすとともに、特に現場での安全衛生には高い意識をもって取り組むとともに、一緒に作業をする仲間へも指導、育成をして今に至っております。

私は職長として、次のようなことを意識して取組みをしております。

危険要因を削減するように現場代理人等との打ち合せを綿密に行ない、作業計画を立てていきます。その計画を踏まえて、各現場での日々の作業においては、積極的に、リスクアセスメント危険予知活動に取り組み、危険性のリスクを低減する措置





内容を検討し、安全作業に活かしています。
 実際の作業においては、作業員一人一人に、確実に安全な施工の手法を教えていくようにしています。それでもヒヤリハットなど危険な状態があった時には、その原因を究明して、即時対応し、その対策を指導し、実践しています。
 作業中には、作業員の作業

手順、作業行動、また作業に応じた保護具の使用状況をよく観察し、不安全行動や不安全状態があれば、即時指導し、改善してもらっています。
 自ら4S（整理・整頓・清掃・清潔）に徹底し、毎日の作業に快適に取り組めるようにし、また作業員にもその意識を持ってもらうようにしています。



今後も、安全施工の現場を続けることができるように、先頭に立って頑張っていきたいと思えます。今回の表彰、ありがとうございます。

◆株式会社 野村 組
 職長 早内 俊太郎
 弊社は昭和29年創業で、益田市遠田町に本社を置く、地域密着の建設会社です。
 この度、令和3年度島根産業安全衛生大会において、優良職長賞を受賞する事が出来た事は社員一同、日々の現場での安全第一を土台とし仕事への意識改善、技術の向上心を持ち、安全衛生活動、事故撲滅活動を評価して頂いたのだと思います。今回、会社の代表として私が優良職長賞を受賞致しましたが従業員全員を受賞だと思っております。



現場において日々リスクアセスメントを行い危険ポイントを排除し、毎日のKY活動では一人一人に今日の作業における危険な事、何に注意するべきなのか発表する事を実施しています。又、作業の終了時にヒヤリハットの発表、どのような対策・行動を行なえばよいかを話し合っています。そうする事で全員が労働災害を起こさない、起



こさせないという強い思いが生まれてくると思います。作る責任を持って品質の良い物を作る事、使う責任を持って道具を大切に使う事を教えて行きたいと思っております。
 今回の表彰、ありがとうございます。

益田労働基準監督署からのお知らせ

11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるための啓発活動を行っております。

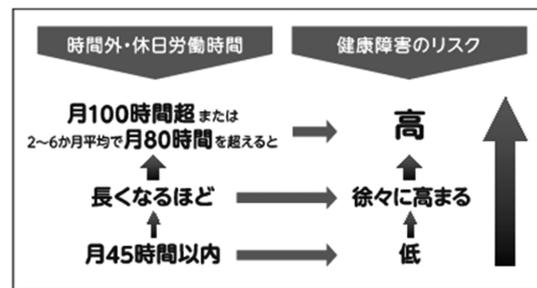
長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られています。週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月あたりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

また、業務における強い心理的負担による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

事業主の皆様におかれましては、過労死等防止の観点から、以下の点について積極的に取り組みをしていただきますようよろしくお願いいたします。

- ① **週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう**
時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年間360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- ② **労働者の健康づくりに向け積極的に支援をしましょう**
労働安全衛生法では、1か月80時間超の時間外・休日労働が発生し、労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を行う必要があります。
- ③ **計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう**
ワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を整備し、しっかり休暇を取得できる業務体制を構築しましょう。
- ④ **メンタルヘルス対策を積極的に推進しましょう**
メンタルヘルスケアのための体制を整備しましょう。50人未満の事業場でもストレスチェックを実施しましょう。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



- 《注意》
- ①左の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的結果を踏まえたものです。
 - ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるものです。
 - ③「時間外・休日労働」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
 - ④2～6か月平均でおおむね80時間を超える時間外・休日労働とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

島根県 最低賃金

824円

時間額

32円UP

令和3年10月2日から

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールです。

益田労働基準監督署では、労働時間規制や年次有給休暇の義務化など、働き方改革関連法令についての出張説明を随時行っています。

労働関係法令に関する各種相談に当署職員が応じますので、お気軽に申し込みください。

(申し込み先)

益田労働基準監督署 労働時間相談・支援班
電話 0856-22-2351

益田署管内における令和3年の労働災害の動向等(令和3年9月30日時点)

～昨年同時期比較で労働災害が増加、特に第三次産業で大幅な増加～

- 1 益田署管内の全産業における休業4日以上の労働災害死傷者数は前年同期と比較して3人増加し、特に小売業や社会福祉施設等の第三次産業では13人の大幅増加となりました。事故の型別では転倒災害が17人と最も多く、うち第三次産業が14人を占めました。また、墜落・転落災害はほぼ全ての業種で発生しています。

転倒災害防止のため、厚生労働省作成のリーフレット「3つの転倒予防」を参考に事業場内の転倒防止対策について再確認をお願いします。

益田署管内労働災害発生状況(9月30日時点) (単位:人)

| | 令和2年 | 令和3年 | 対前年比 |
|-------|------|------|------|
| 製造業 | 15 | 8 | -7 |
| 建設業 | 8 | 10 | +2 |
| 運輸交通業 | 2 | 4 | +2 |
| 林業 | 7 | 2 | -5 |
| 第三次産業 | 19 | 32 | +13 |
| その他 | 4 | 1 | -3 |
| 全産業計 | 54 | 57 | +3 |

転倒災害防止チェックリスト(リーフレット「3つの転倒予防」より抜粋)

| | |
|--------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 通路、階段、出口に物を放置していませんか |
| <input type="checkbox"/> | 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさが確保されていますか |
| <input type="checkbox"/> | 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか |

- 2 令和3年9月時点の死傷者57人のうち42人はいわゆる小規模事業場(労働者50人未満)の所属でした。法定業種で使用する労働者が10人以上の事業場は安全推進者、同50人以上の事業場は安全管理者を選任する必要があります。安全推進者等の選任義務がある業種は限られていますが、近年は業種横断的に発生する転倒災害が事故の型で最も多くを占め、安全推進者等の選任義務がない事業場での労働災害が増加傾向にあります。厚生労働省では、平成26年に安全推進者の配置等に係るガイドラインを策定し、安全管理者や推進者の選任義務がない事業場(労働者10人以上に限る。)では安全推進者を選任し、その氏名を見やすい箇所に周知して、以下の職務を行うようお願いしております。労働者が安全に、安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて積極的な取り組みをお願いします。

- ①職場環境及び作業方法の改善に関すること(例:4S活動の推進、凸凹面等の危険箇所の改善、刃物や台車等の安全な使用に関するマニュアルの整備等)
- ②労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること(例:朝礼等の場での労働災害防止に係る意義の周知・啓発、安全な作業手順の教育・研修の実施等)
- ③関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること(例:労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等)